

令和元年7月

城東区地区の皆様へ

国土交通省 近畿地方整備局  
浪速国道事務所  
阪神高速道路株式会社 建設事業本部  
大阪建設部

平素より、国土交通行政並びに高速道路運営にご理解ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

平成28年11月に大阪府・市により都市計画決定された淀川左岸線延伸部は、国、阪神高速道路(株)、西日本高速道路(株)により、測量・地質調査・設計等を進めています。

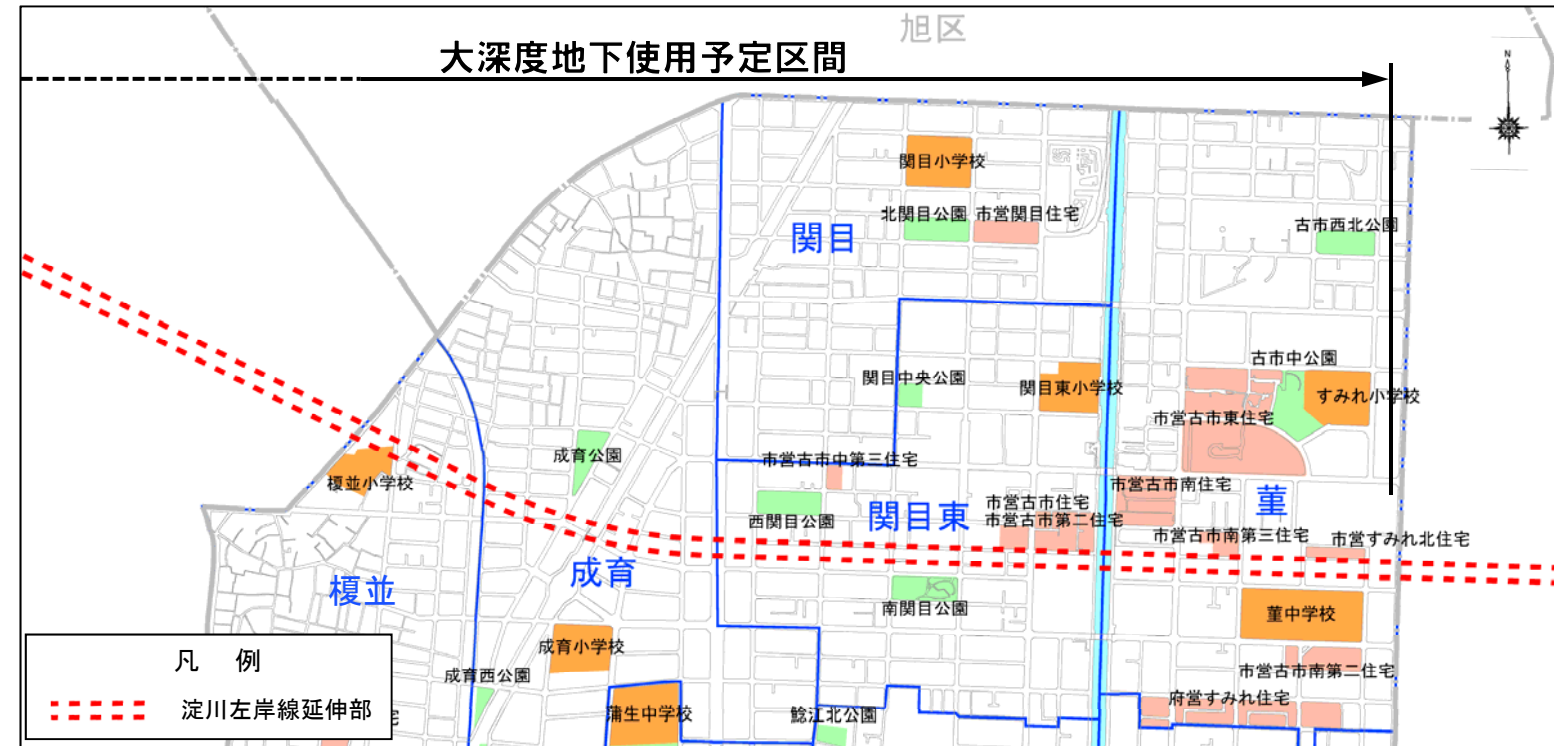
城東区内においては、通常使用しない空間(大深度地下)を使用したトンネルで計画をしており、通過予定地の皆様には、事前に井戸等の有無について調査を行いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### ■調査概要

- ・場所:野江四丁目 成育二、三丁目 関目一、二丁目 古市一丁目の通過予定地
- ・対象:井戸等の有無
- ・手法:郵送、訪問(対象者には個別にお知らせします。)
- ・期間:令和元年9月～(郵送による調査は7月より開始予定)

### ■問い合わせ

国土交通省 近畿地方整備局 浪速国道事務所  
計画課 滋野、中村  
淀川左岸線延伸部出張所 岩田、井上 TEL:072-833-8590(代)  
阪神高速道路株式会社 建設事業本部  
大阪建設部 高橋、岡崎 TEL:06-6599-1701(代)  
大阪市都市計画局計画部  
都市計画課 水谷、野副 TEL:06-6208-7871(直通)



### 大深度地下使用法(大深度地下の公共的使用に関する特別措置法)に基づく使用の認可の効果

大深度地下の公共的使用(河川事業、道路事業、鉄道事業等の公共公益事業)については、使用認可を受けることにより、事業者は事前に補償を行うことなく事業を実施することができます。(法 第25条)

大深度地下は、通常利用されない空間なので、公共の利益となる事業のために使用権を設定しても、通常は補償すべき損失が発生しません。

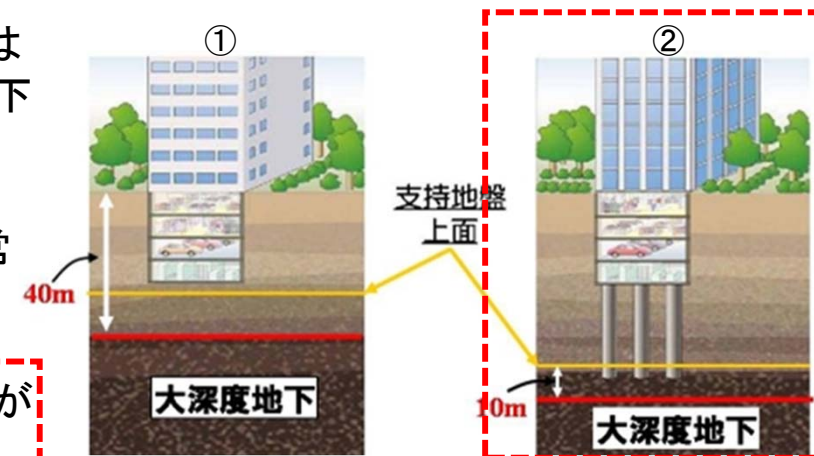
このため、大深度地下使用法では、事前に補償を行うことなく大深度地下に使用権を設定できることとし、例外的に補償の必要性がある場合は、使用権設定後に、補償が必要と考える土地所有者からの請求を持って補償を行います。

### 大深度地下の範囲(法第2条等)

大深度地下の定義は、次の①または②のうちいずれか深い方の深さの地下となっています。

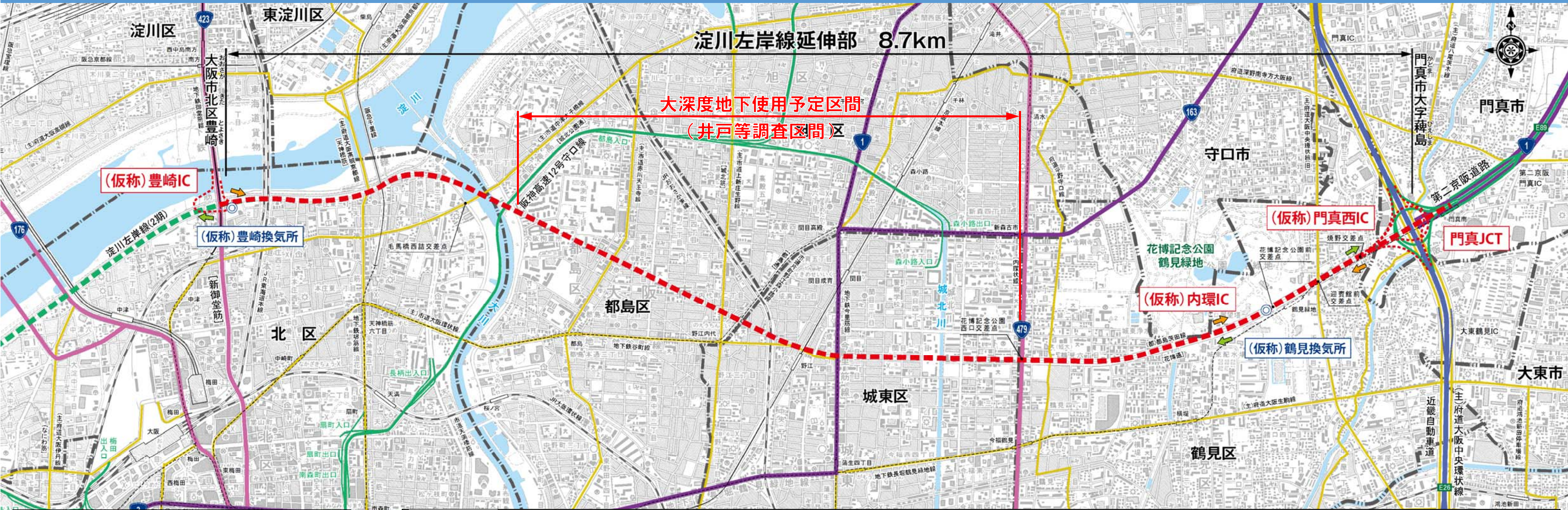
① 地下室の建設のための利用が通常行われない深さ(地下40m以深)

② 建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない深さ(支持地盤上面から10m以深)



淀川左岸線延伸部においては、深さ約70mを予定しています。

# 淀川左岸線延伸部の概要



**[事業経緯]**  
 平成28年11月：都市計画決定  
 平成29年 4月：事業化

**[計画諸元]**  
 事業区間：門真市大字葺島～大阪市北区豊崎  
 延長：8.7km  
 道路規格：第2種第2級  
 車線数：4車線  
 設計速度：60km/h

**[事業主体]**  
 国土交通省 近畿地方整備局  
 阪神高速道路株式会社  
 西日本高速道路株式会社

